

事 務 連 絡
平成 2 5 年 9 月 3 日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人全国建設業協会
事 業 部

**平成 2 5 ・ 2 6 年度福島県建設工事等入札参加資格審査申請の
特例による追加受付について**

平素は本会の活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福島県では東日本大震災の復旧・復興工事の入札不調が多発していることから、平成 2 5 年 9 月 1 0 日以降に公告する案件から復興 J V 制度におけるその他の構成員の参加要件を拡大することとしました。

これに伴い、平成 2 5 年 9 月 9 日から平成 2 5 年 9 月 2 0 日までの間、平成 2 5 ・ 2 6 年度福島県建設工事等入札参加資格審査申請の特例による追加受付を行い、今年度の復旧・復興の施工確保に努めることとしています。

つきましては、福島県版復興 J V 制度の拡充及び入札参加資格審査申請の特例による追加受付に関する関係書類を一般社団法人福島県建設業協会より入手しましたので、別添のとおりご送付いたします。

必要に応じて、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

(ご参考) 福島県ホームページ

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&N_EXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=15459

25財 第1185号

平成25年9月2日

一般社団法人福島県建設業協会長 様

福島県総務部入札監理課長

平成25・26年度福島県建設工事等入札参加資格審査申請の
特例による追加受付について（依頼）

このことについて別紙のとおり実施しますので、貴会広報誌等での周知方よろしく願
いいたします。



（事務担当 主査 長谷川 電話 024-521-7899）

別紙

平成25・26年度福島県建設工事等入札参加資格審査申請の追加受付について

1 今回の追加受付について

本措置は、復興JV制度における構成員の参加要件を拡大することに伴い、特例として今回に限り実施するものである。

2 対象者

- ア 平成25・26年度福島県建設工事等入札参加資格（以下「資格」という。）未認定者のうち新規に資格認定を希望する者
- イ 資格既認定者のうち工事種別の追加認定を希望する者

※福島県が競争入札の方式で発注する工事の入札参加については、あらかじめ当該資格の認定を受けていることが必要です。

3 申請受付期間

平成25年9月9日（月）から平成25年9月20日（金）まで

※審査日当日は申請書等を持参し審査を受けてください。（郵送は不可）

※委任状に記載する委任期間の始期は申請日としてください。

◎審査を受けるには事前予約が必要です。事前予約は下記により行ってください。

ア ホームページから所定の予約票を印刷する。

イ 必要事項を記載し、郵送又は電子メールで県の受付機関に郵送する。

ウ 受付機関から審査日時・審査場所等についての指定を受ける。

※事前予約は平成25年9月2日（月）より受付を開始します。

なお、平成25年9月13日（金）までに予約申込みを済ませてください。

4 受付実施機関・問い合わせ先

ア 県内業者

所轄の福島県建設事務所総務部行政課

（※ 南会津建設事務所については総務部総務課）

イ 県外業者及び経常建設共同企業体

福島県総務部入札監理課

5 審査基準日

今回の審査基準日は平成25年1月1日です。

※工事部門については、建設業法の規定に基づく経営事項審査総合評定値通知書（審査基準日が平成24年1月1日から平成24年12月31日の間であるもの）が、測量等（測量・調査・設計）及び製造部門については、平成25年1月1日の直前2年の各営業年度の財務諸表が、それぞれ申請の基礎資料となります。

6 審査基準日の特例について（審査基準日の選択制）

平成23・24工事等請負有資格業者名簿に登録されており、その主たる営業所又は従たる営業所の所在地が、平成23年3月11日時点で警戒区域等にあった事業者は、区域の設定による経営状況への影響を考慮し、審査基準日を平成23年3月11日又は平成25年1月1日のどちらか一方を選択できることとします（ただし、発注種別に対応した建設業の許可を申請日現在も有していることが必要です）。

また、対象となる方については、名簿の有効期間内において一度だけ再認定（選択しなかった方の審査基準日で再認定）を受けることができます。

7 資格の有効期間

今回の申請において認定された場合の資格の有効期間は、「資格の認定を受けた日から平成27年3月31日まで」となります。

※今回追加受付をした案件については、平成25年10月中旬に資格認定がなされる予定です。

8 申請書様式の入手方法等

申請書様式等は、福島県のホームページよりダウンロードしてください。

※インターネットが使える環境にない方は、入札監理課及び各建設事務所で配布しますので最寄りの事務所へお出で下さい。

※詳細はホームページをご覧ください。

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=15459

福島県総務部入札監理課（TEL 024-521-7899）

福島県版復興JV制度の拡充について

平成 25 年 8 月

入札監理課

1 拡充の理由

東日本大震災以降、入札不調の増加に伴い、各種対策を講じてきたところであるが、依然として入札不調が多発している状況にある。

特に、復旧・復興工事においては早急な整備が必要であり、そのためには入札不調対策が急務であることから、復興JV制度における構成員の参加範囲の拡大要望を踏まえ、今回の拡充を行うものである。

2 拡充内容

福島県版復興JV制度の拡充

福島県版復興JV制度において、工事の品質確保に問題のない範囲で、その他の構成員の参加要件を拡大する。

1) 代表構成員

現在：等級別格付区分の最上位の等級に格付けされている者で、県内に主たる営業所を有する建設業者であること。

改正後：(要件の改正はなし)

2) その他の構成員

現在：等級別格付区分の最上位の等級（Aランク）に格付けされている者

改正後：等級別格付区分の最上位の等級（Aランク）、及び最上位の次の等級（Bランク）に格付けされている者も対象とすることができる

【参考】 復興JVへの参加可能業者数

○現在

一般土木	格付け	県内		県外		計
	A	●	126	○	110	

○改正後

一般土木	格付け	県内		県外		計
	A	●	126	○	110	
	B	○	266	○	104	370
	参加可能計		392		214	606

●：代表構成員及びその他の構成員として参加可

○：その他の構成員として参加可

3 拡充による効果

復興JVにおけるその他の構成員の組合せが拡大することにより、JVによる入札参加者数が増え、不調件数の減少が図られるとともに復旧・復興の加速化も期待できる。

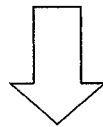
4 施行時期

平成25年9月10日以降に公告する案件から施行し、適用期間については復旧・復興の進捗状況を踏まえ判断していくこととする。

5 その他

その他の構成員による参加拡大を図るため、平成25・26年度福島県建設工事等入札参加資格の追加受付を特例で早急に行い、今年度の復旧・復興の施工確保に努めることとする。

通常の追加受付 6月、1月、6月の2年で計3回



今回の特例追加受付 6月、9月、1月、6月の2年で計4回